



よくあるご質問

(質問1)

住宅防音工事の対象となる住宅は、どのような住宅ですか。

(回答)

飛行場ごとに決められた時期までに建てられた住宅が対象となります。(以下の表を参照)

住宅防音工事希望届をお出しいただく前に不動産登記簿等で建設時期をご確認ください。

対象区域	対象時期	対象地域	対象時期
芦屋飛行場周辺 (一部の区域)	昭和58年3月10日 (平成16年12月27日)	築城飛行場周辺	平成4年10月22日
新田原飛行場周辺 (一部の区域)	平成5年7月1日 (平成15年8月29日)	鹿屋飛行場周辺	昭和59年12月20日
目達原飛行場周辺	平成5年12月3日	大村飛行場周辺	平成24年2月29日

(質問2)

防音工事実施済住宅において、空気調和機器及び防音建具の各機能復旧工事が対象となるのはいつからですか。

(回答)

防音工事が完了し10年以上経過した住宅で、現にその機能の全部又は一部を保持していないものが対象となります。

なお、住宅防音事業補助金交付申込書提出後、書類を審査し、現地調査を行ったうえで判断することになりますので、場合によっては、工事の対象とならないことがあります。

(質問3)

家を建て替えた場合、住宅防音工事の対象となりますか。

(回答)

対象区域を指定した時に建っていた住宅については、その住宅を取り壊した時の所有者か居住者の方が、建て替え後の住宅で防音工事を実施する場合に対象となります。

(質問4)

住宅防音工事希望届はどこにありますか。

(回答)

九州防衛局のホームページから印刷できます。(郵送先は希望届に記載されています。)

また、九州防衛局及び各防衛事務所においても設置してあります。

(質問5)

住宅防音工事希望届を九州防衛局に提出しましたが、いつになったら工事を実施してもらえるのでしょうか。

(回答)

御希望された工事の実施の際は、国または国が委託した業者から「住宅防音事業補助金交付申込書」を配布いたしますので、それまでお待ちいただくようお願いします。

住宅防音工事希望届の受理から交付申込書の配布までお待ちいただく期間につきましては、お住まいの地域や希望される工事の内容等により異なること、並びに、国の予算の都合上、希望届の受理から交付申込書の配布までに相当の期間を要する場合がありますので、ご了承願います。

交付申込書の配布状況については、九州防衛局のホームページをご覧ください。(http://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/)

[各種情報(調達関係情報以外)]→[住宅防音工事]→[住宅防音工事の交付申込書の配布状況について]にてお進みください。



(質問6)

住宅防音事業補助金交付申込書を提出すれば、住宅防音工事が実施できるのでしょうか。

(回答)

ご提出していただいた書類を審査し、現地調査を行ったうえで判断することになります。
場合によっては、工事の対象とならないことがありますので、ご留意願います。

(質問7)

住宅防音事業補助金交付申込書を提出するときに、どのような書類が必要となりますか。

(回答)

以下の書類が必要となります。

- ① 不動産登記事項証明書(不動産登記簿謄本)又は家屋所在証明書
- ② 住民票(世帯全員記載のもの)
- ③ 印鑑証明書(借家の場合は所有者と借家人両者のもの)

※ ただし、交付申込書提出時または現地調査時に運転免許証、健康保険証等で、直接本人確認ができる場合には印鑑証明書の添付は不要です。

以上の書類は、交付申込書の提出前の3ヶ月以内に作成されたものを提出してください。

また、「告示日以降に住宅を建て替えた」、「借家人が外国籍」、「相続等による名義変更が未済」などの場合には、別途、提出していただく書類がありますので、九州防衛局へお問い合わせください。

※住宅防音事業に必要な①の書類については、各自治体により名称が異なりますので、ご留意願います。

自治体名	書類名称
行橋市	防音工事証明書
築上町	固定資産名寄証明書
みやこ町	固定資産名寄証明書
北九州市	固定資産課税台帳記載事項証明書
芦屋町	固定資産評価証明書(もしくは、名寄帳兼課税台帳)
水巻町	固定資産課税台帳記載事項証明書
遠賀町	名寄帳兼課税台帳証明書
西都市	家屋証明書
新富町	家屋証明書
宮崎市	資産証明
高鍋町	家屋証明
鹿屋市	固定資産課税台帳記載事項証明書
上峰町	(防音工事用)資産証明書
吉野ヶ里町	家屋資産証明書(住宅防音工事用)

(※自治体名は順不同)

(質問8)

私の家は住宅防音工事の対象区域に入っていますか。

(回答)

九州防衛局にある縦覧図にて、各飛行場の対象区域を確認できます。

なお、新田原飛行場については宮崎防衛事務所、鹿屋飛行場については鹿児島防衛事務所、並びに、大村飛行場については、佐世保防衛事務所においても確認できます。



(質問9)

県外の大学に通うために一人暮らしをしていた息子が最近自宅に戻り、一緒に住み始めましたが、息子を含めた世帯人数で住宅防音工事の申し込みができますか。

(回答)

交付申込書提出日の1ヶ月前までに転入してきた方は、結婚や出生等、戸籍の変更が伴う転入の場合を除き、補助の対象となる居室数の決定に関係する世帯人員の対象となりません。

また、交付申込書提出日の3ヶ月前までに転入してきた方は、現地調査において転入理由及び今後の転出の可能性を確認させていただき、それらを踏まえ補助の対象となる居室数の決定に関係する世帯人員の対象の可否を判断します。

なお、補助の対象となる居室数の決定に関係する世帯人員の対象となった場合には、改めて住民票等を提出していただきます。

(質問10)

住宅防音工事と併せて、床等の張り替え工事も出来ますか。

(回答)

可能ですが、その分は自己負担となります。

詳しくは、九州防衛局までお問い合わせください。

(質問11)

住宅防音工事を実施した家を改造したいのですが手続きはありますか。

(回答)

所要の手続きが必要となりますので、九州防衛局までお問い合わせください。

(質問12)

工事請負業者がよく営業に回ってきますが、国が工事請負業者を指定しているのですか。

(回答)

国が工事請負業者を指定、斡旋することはありません。

工事請負業者は皆様方ご本人の責任において選んでいただきます。

(質問13)

工事請負業者等との契約は、誰が行うのですか。

(回答)

皆様方ご本人が交付決定後に工事請負業者等と契約を結んでいただきます。工事は契約締結後、実施していただきます。

※ なお、回答についてご不明な点がございましたら、九州防衛局までお問い合わせください。

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎

九州防衛局 企画部 防音対策課 住宅防音係

TEL:092-483-8824